

(別紙)

空き建築物除却後の跡地利用に関する誓約書

令和 年度勝浦町空き家再生等促進事業（老朽危険空き家除却支援事業）補助金を受けて除却する、申請書記載の建物の跡地利用に関して、次のことを誓約いたします。

1. 除却後の跡地は、今後10年間は地域活性化のため次のとおり開放し、地域住民が無料で利用することに同意いたします。

↓いずれかに

- 近隣住民のための駐車場
- 地域のための憩いの場（ベンチを設置する等）
- 狭隘道路の待避所
- 防災公園

2. 地域住民が広く利用できるよう、区長にお知らせするほか、区の会合等で十分に周知に努めます。

3. 除却後の跡地に雑草の繁茂や不法投棄が起こらないよう、定期的な草刈りや見回りを行うなどし、適正に使用・管理します。

4. この誓約書に記載の内容に違反した場合は、補助金を全額返還いたします。

年 月 日

(申請者)

住 所

氏 名

勝浦町長 殿